島根県公共施設等総合管理基本方針 新旧対照表

改訂後
·施設等総合管理基本方針 <u>[改訂版]</u>
平成 <u>30</u> 年 <u>10</u> 月 島根県

現 行

改訂後

第1章 基本的考え方

1. 基本方針の目的

この基本方針は、人口が減少し、県財政は依然として厳しい状況が続くなかで、 老朽化が進む公共施設等の全体の状況を把握し、予防的対策を講じつつ公共施設 等に要する維持管理費の負担を軽減することにより、県民に必要な行政サービス を将来にわたって適切かつ効果的に提供することを目的とするものです。

2. 基本方針の位置づけ

この基本方針は、県の公共施設等の管理に関する総合的な基本計画であり、公 共施設等の長寿命化を図るための「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年1 1月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)における 「インフラ長寿命化計画(行動計画)」として位置づけます。

また、財政負担の軽減・平準化等を図るための「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成26年4月22日付け総財務第74号)における「公共施設等総合管理計画」としても位置づけ、この基本方針に基づく公共施設等の除却や、既存の公共施設の集約化、複合化、転用については、地方債の措置を受けることができます(平成27年度現在)。

3. 基本方針の実施期間

公共施設等の管理に関する方針は、将来の人口や財政の見通し等をもとに中長期的な視点に基づき検討する必要があるため、この基本方針の実施期間は平成27年度からの10年間とします。

なお、社会経済情勢の変化、行財政改革の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて定期的に見直します。

第1章 基本的考え方

1. 基本方針の目的

この基本方針は、人口が減少し、県財政は依然として厳しい状況が続くなかで、 老朽化が進む公共施設等の全体の状況を把握し、予防的対策を講じつつ公共施設 等に要する維持管理費の負担を軽減することにより、県民に必要な行政サービス を将来にわたって適切かつ効果的に提供することを目的とするものです。

2. 基本方針の位置づけ

この基本方針は、県の公共施設等の管理に関する総合的な基本計画であり、公 共施設等の長寿命化を図るための「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年1 1月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)における 「インフラ長寿命化計画(行動計画)」として位置づけます。

また、財政負担の軽減・平準化等を図るための「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成26年4月22日付け総財務第74号)における「公共施設等総合管理計画」としても位置づけ、この基本方針に基づく公共施設等の除却や、既存の公共施設の集約化、複合化、転用、ユニバーサルデザイン化のための改修については、地方債の措置を受けることができます(平成30年度現在)。

3. 基本方針の実施期間

公共施設等の管理に関する方針は、将来の人口や財政の見通し等をもとに中長期的な視点に基づき検討する必要があるため、この基本方針の実施期間は平成27年度からの10年間とします。

なお、社会経済情勢の変化、行財政改革の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて定期的に見直します。

島根県公共施設等総合管理基本方針 新旧対照表

現行

改訂後

具体的には、次の方針に基づいて取り組んでいきます。

① 調査・点検の実施及び安全確保

公共施設等の現状を正確に把握し、将来にわたる財政負担を的確に予測するため、定期的に調査・点検を行い公共施設等の活用方針を定める基礎とします。 また、調査・点検により危険性が認められた場合には、安全確保のため適宜修 繕等を行います。

② 維持管理・修繕・更新等の実施(長寿命化の実施)

将来にわたって長く利用する公共施設等について、計画的な予防保全型の維持 管理手法を導入することで、長寿命化を進め、トータルコストを縮減し、平準化 を図ります。

また、公共施設等の日常的な維持管理をより適切で効率的なものとするため、 維持管理業務の標準化や一元化を進めます。

③ 耐震化の実施

公共施設に関しては、島根県建築物耐震改修促進計画に基づき進めます。また、 現計画終了後の方針については、別途定めるものとします。

また、橋梁や配管などのインフラ施設に関しては、施設毎の耐震化の必要性を踏まえた耐震化を進めます。

④ 公共施設等の有効活用や適正化 (統合や廃止の推進)

保有する公共施設等の将来の利用見込みについて、各部局の施策や事業との関連等を長期的な視点から調査・検証し、集約化や統廃合、転用、除却、廃止を検討します。また、国や他の地方公共団体と連携し公共施設等の有効活用を図ります。

⑤ 民間活力の活用

併せて、低コストで良質な行政サービスが提供できる整備手法として、「島根 県PFI導入指針」に基づき民間活力を引き続き活用していきます。 具体的には、次の方針に基づいて取り組んでいきます。

① 調査・点検の実施及び安全確保

公共施設等の現状を正確に把握し、将来にわたる財政負担を的確に予測するため、定期的に調査・点検を行い公共施設等の活用方針を定める基礎とします。 また、調査・点検により危険性が認められた場合には、安全確保のため適宜修 繕等を行います。

② 維持管理・修繕・更新等の実施(長寿命化の実施)

将来にわたって長く利用する公共施設等について、計画的な予防保全型の維持 管理手法を導入することで、長寿命化を進め、トータルコストを縮減し、平準化 を図ります。

また、公共施設等の日常的な維持管理をより適切で効率的なものとするため、 維持管理業務の標準化や一元化を進めます。

③ 耐震化の実施

公共施設に関しては、島根県建築物耐震改修促進計画に基づき進めます。また、 現計画終了後の方針については、別途定めるものとします。

また、橋梁や配管などのインフラ施設に関しては、施設毎の耐震化の必要性を踏まえた耐震化を進めます。

④ 公共施設等の有効活用や適正化 (統合や廃止の推進)

保有する公共施設等の将来の利用見込みについて、各部局の施策や事業との関連等を長期的な視点から調査・検証し、集約化や統廃合、転用、除却、廃止を検討します。また、国や他の地方公共団体と連携し公共施設等の有効活用を図ります。

⑤ 民間活力の活用

併せて、低コストで良質な行政サービスが提供できる整備手法として、「島根 県PFI導入指針」に基づき民間活力を引き続き活用していきます。

⑥ __ユニバーサルデザイン化の推進

乳幼児、妊婦、高齢者、障がい者、外国人など多様な利用者が想定される公共 施設等の長寿命化改修にあたっては、ユニバーサルデザイン化の推進を図るもの とします。なお、ユニバーサルデザイン化の推進にあたっては、多様なニーズや 施設の現状、拝来計画等を踏まえ、費用対効果を検証したうえで、最適な手法に より対応を行います。

島根県公共施設等総合管理基本方針 新旧対照表

現行

改訂後

3. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策等

① 取組体制、情報共有体制、PDCAサイクルの実施

島根県では、公共施設における長寿命化の共通指針の策定や保全マネジメントシステムを活用した施設管理の一元化を進めることとしています。また、土木関連施設、農林水産関連施設においても長寿命化に関する情報などを一元化し、共通方針を策定することとしています。さらに、政策調整会議において、これらの情報などについて全庁的に共有を図ることとします。

また、PDCAサイクルを活用し、定期的に進捗状況を確認し、必要な見直しを行うこととします。

② 国や市町村との連携

公共施設等を計画的に管理するため、関係団体との連携や職員研修を実施します。 また、技術者が不足する小規模な市町村等を支援するため、国、県、市町村が連携 する体制を構築します。

③ 個別施設計画

施設類型ごとの管理については、別途、公共施設、土木関連施設、農林水産施設、 企業局施設ごとに個別施設計画としての基本的な方針を策定します。

さらに、詳細な施設類型ごとにそれぞれの特性に応じた個別施設計画を必要に応じて策定し、維持管理等を実施します(【図1】体系図参照)。

公共施設等

公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。 具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋梁等の土木構造物、公路企業の施渡(上木道、下木道等)、 ブラント系施設(廃棄物処理場。 斎場、浄木場、汚木処理場等)等も含む包括的な概念。

PF I

Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

3. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策等

① 取組体制、情報共有体制、PDCAサイクルの実施

島根県では、公共施設における長寿命化の共通指針の策定や保全マネジメントシステムを活用した施設管理の一元化を進めることとしています。また、土木関連施設、農林水産関連施設においても長寿命化に関する情報などを一元化し、共通方針を策定することとしています。さらに、政策調整会議において、これらの情報などについて全庁的に共有を図ることとします。

また、PDCAサイクルを活用し、定期的に進捗状況を確認し、必要な見直しを 行うこととします。

② 国や市町村との連携

公共施設等を計画的に管理するため、関係団体との連携や職員研修を実施します。 また、技術者が不足する小規模な市町村等を支援するため、国、県、市町村が連携 する体制を構築します。

③ 個別施設計画

施設類型ごとの管理については、別途、公共施設、土木関連施設、農林水産施設、 企業局施設ごとに個別施設計画としての基本的な方針を策定します。

さらに、詳細な施設類型ごとにそれぞれの特性に応じた個別施設計画を必要に応じて策定し、維持管理等を実施します(【図1】体系図参照)。

公共施設等

公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。 具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設(上木道、下木道等)、 プラント系施設(廃棄物処理場、斎場、浄木場、汚木処理場等)等も含む包括的な概念。

PF I

Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環 境をデザインする考え方。